

情報提供日	平成 31 年 (2019) 3 月 18 日
問い合わせ先	文化・スポーツ室 文化振興課 (稲原)
	918-5629 内線 7545

## 兵庫県指定文化財太寺廃寺塔跡の修繕が完了 ～確認調査の成果を踏まえ、柱跡、雨落ち溝などを明示～

太寺廃寺は、明石市太寺 2 丁目 2993 番に位置する古代寺院跡です。現在の天台宗高家寺境内の南東隅に塔跡が存在します。

塔跡は、昭和 53 年に兵庫県指定文化財に指定されていますが、以前には塔跡基壇上部に樹木が生い茂っており、根が礎石を浮き上がらせ、現状を破壊する恐れもありました。

同時に、表面は土が露出しており、長年の風雨で土が流失し、瓦が浮き出していました。

史跡の現状から鑑みると、保護のための修理が早急に必要となり、修理の方針を決めるため、確認調査を実施することとなりました。調査は 2017 年と 2018 年に行いました。

この調査の結果、塔跡基壇は、約 1m の版築土が良好に残存しており、基壇上にある 3 つの礎石も原位置をとどめていることが確認されました。また、心礎位置、四天柱位置もほぼ推定位置に土坑状の掘り込みの痕跡が認められたことから、東西 3 間 (1 間 2.4m)、南北 3 間の側柱と、中央部に心礎をもち、さらに、その周囲に四天柱が据えられていたことが明らかとなりました。また、基壇の一边は 10.8m で雨落ち溝の端までは一边長は 13m になることが推定されました。この成果を踏まえ、2018 年 11 月から塔跡の修繕工事を行い、基壇上面は土を覆い遺構面を保護するとともに、側柱礎石 3 つを残し、その他の柱痕位置を示しました。また、基壇の縁や雨落ち溝のラインをも明示し、当時の塔跡の規模が推定できるようにしました。塔跡以外の諸施設の痕跡が残っておらず、太寺廃寺の伽羅配置については鎌谷木三次氏により、塔跡の西 25m のところに金堂、現在の本堂の位置する場所に講堂をもつ法起寺式伽藍配置をした一边 100m の方形の寺域をもった寺院であったと推定されています。

今回、修繕に伴う確認調査の結果、塔跡は一边約 10.8m、高さ 1m のものであることが判明し、太寺廃寺の伽藍配置を含めた構造や、古代における太寺廃寺の歴史的な位置づけを再評価する点で大きな成果が得られました。

## 太寺廃寺塔跡確認調査概要

- 1 所在地 明石市太寺2丁目 2993番
- 2 調査主体 明石市教育委員会
- 3 調査担当者 稲原 昭嘉・谷川 真基
- 4 調査の種別 確認調査
- 5 調査期間 平成29年3月6日～3月31日  
平成29年10月11日～12月22日  
平成30年2月19日～3月30日
- 6 調査面積 約 9 m<sup>2</sup>
- 7 太寺廃寺の概要

太寺廃寺は、東西は大蔵谷と明石川河谷に画され、南は明石海峡にのぞむ台地の東南部に立地する古代寺院跡である。現在の天台宗高家寺境内がその主域をなす。境内地南東隅に塔跡が存在する。塔跡は東西12m、南北8m、西辺では15mで、高さは約1.5mある。土壇上の東寄りには礎石が3つ旧状をとどめて残っている。いずれも花崗岩製で、径65cmの柱座を造り出している。北側の柱間は約2.5mあり、残りの1つは2つの石を結ぶ線と直角に約5m南の位置にある。

心礎は同じく花崗岩製で、原位置は留めていないが、長辺115cm、短辺95cmの大きさと、中央に直径約24cm、深さ8cmの円形の繰り込みがある。

残された礎石から塔跡を復元すると、一辺約7.5mとなる。南辺は宅地として大きく削られ南側柱の一分は全面的に消滅したと思われる。

塔跡以外の諸施設の痕跡は残っておらず、太寺廃寺の伽藍配置については不明であるが、鎌谷木三次氏は、塔跡の西25mのところに金堂、現在の本堂の位置する場所に講堂をもつ法起寺式伽藍配置をした一辺100mの方形の寺域をもった寺院であったと推定している。

周辺の発掘調査で、塔跡から約50m東で南北方向の溝が確認されており、これが、寺域の東端の南北にのびる築地堀に伴う溝と考えられる。

## 太寺廃寺塔跡の現状と修理整備に至る経緯

塔跡は、昭和53年に兵庫県指定文化財に指定されている。

塔跡の現状は、北西部に西から東へと登る石の階段が付けられており、土壇東側に役行者と不動明王の石像が建っている。これらは大正年間に設置されたと考えられる。

平成4年には塔跡の南斜面部の土の一部が崩れ、南側に流失する危険性が生じたことから、史跡保存のために擁壁を設置する計画が出された。それに伴い、発掘調査を実施したところ、地山直上の堆積層から奈良時代の瓦とともに近世の陶磁器類が出土し、江戸時代において基壇の南側は削平されていたとみなされた。さらに、平成9年には、東側の隣地との境界部において、同じく基壇斜面の土が流失したことから擁壁を設けたいとの申請があり、発掘調査を行った。その結果、近世の段階で改変を受けていることが判明している。

平成7年の阪神淡路大震災で塔跡上にあった不動明王像及びその台石となっていた礎石組が崩れた

際、礎石は基壇上にまとめて置くとともに、それまで寺の庫裏に置かれていた心礎を塔跡に戻し置いている。

塔跡基壇上部には樹木が生い茂っており、根が本来の位置にあると考えられる礎石の際に入っているのも認められ、礎石が浮き上がり、現状を破壊する恐れもあった。同時に、表面は土が露出しており、長年の風雨で土が流失し、瓦が浮き出していた。さらに、土壇上には塔跡の心礎が東寄りの不動明王の前に置かれており、その南東部に側石に使われたと見られる礎石が乱積みされた状態で、安全面において危惧される。

そうした中、所有者の高家寺より、塔跡の現状が雑然としており、訪れる人も中に立ち入ることができない状態であることから、樹木は伐採をしても良いので、礎石も戻せるものは戻し、整備をしたいとの意向が伝えられた。

### 確認調査概要

史跡の現状から鑑みると、保護のための修理が早急に必要となり、修理の方針を決めるため、確認調査を実施することとなった。

平成 29 年 2 月から 3 月にかけて行った確認調査では、塔跡基壇の築成状況、遺構残存状況を確認するため、塔跡東辺に 2 箇所試掘坑を設定した（第 2・3 トレンチ）。また、心礎推定部分より西側の状況を確認するための試掘坑も設定した（第 1 トレンチ）。

この調査の結果、側礎石は原位置を留めており、版築層も現地表面までほぼ良好に残存していることが確認されたとともに東側の法面も確認されたことにより、塔跡東端のラインを確定することができた。

平成 29 年 9 月から 12 月にかけて行った 2 回目の調査では、1 トレンチの北側で塔跡の西の状態を探るための調査区（4 トレンチ）を設定するとともに、北側が遺存していると見られ、基壇の裾部の確認を行うため、5 トレンチ、6 トレンチを設定した。さらに、心礎の抜き取り痕が認められず、礎石の明確な抜き取り痕も確認されていない状態であるため、塔跡基壇上面を面的に広げることで、7 トレンチ、8 トレンチ、1B トレンチを設定した。

この調査の結果、塔跡北側の基壇上面から下面までの状態が確認され、塔跡の北端ラインを確定することができた。また、5 トレンチでは基壇肩から北に約 70cm の位置で、幅約 50cm、深さ約 15cm で東西方向に延びる溝が確認された。この溝は雨落ち溝となる可能性が考えられる。版築層と基盤層の境界の標高は 33.9m である。溝の北側にも地山を削った段が存在しており、基壇肩からの距離は約 1.9m である。版築層の残存部分の高さは約 34.9m で、基盤層の高さは 33.9m であることから、残存する版築土の高さは約 1m となる。

塔跡上面でも 1B トレンチにおいて、側礎石の抜き取り痕跡が確認できた。また、心礎北側に設定した 7 トレンチでは表土直下において、版築土と見られる土層が検出されるとともに、原位置を保っていると考えられる礎石の据え付け痕が確認できなかったため、基壇の築成と同時に礎石の据え付けが行われたものと考えられるにいたった。さらに、心礎東側に設定した 8 トレンチでは、表土直下において、固くしまった版築土と見られる土が検出された。北西の四天柱の推定位置周辺で、浅い落ち込みが確認され、礎石の

抜き取り痕の可能性が考えられる。また、試掘坑北東角は側柱の推定位置に近いが、その周辺に木の根による攪乱の落ち込みが検出されており、礎石の抜き取りと関連するものである可能性が考えられる。

一方、西側部分については4トレンチにおいても版築されたと見られる層が西側に延びる形で確認されたため、西側の基壇端を明確にすることはできなかった。また、基壇上に存在していたと考えられる四天柱の抜き取り痕の存在も明確には確認できなかった。

西側のラインを明確にするためには、面的に広げる必要があり、さらに四天柱の抜き取り痕の確認はこれまで未調査である塔跡中心部より南側で設定することが最も効果的であると考えられることから、改めて9トレンチ、10トレンチを設定して、平成30年2月29日から3月31日にかけて実施した。9トレンチでは、34.0～34.1mにおいて基盤層と見られる層が確認された。その上にはにぶい黄色細砂の薄い層があり、その上に版築とみられる土が存在していた。トレンチ東際において、土層の切れ目が確認されたことから、当初、版築とみなしていた地層は後世に造成された土であることが分かった。

10トレンチでは、表土直下で短軸1.2m、長軸1.6mの楕円形の掘方が確認された。検出面からの深さは約15cmで埋土中には布目瓦が大量に含まれており、創建期瓦とされる均整唐草文軒平瓦や塑像の螺髪とみられるものも出土した。位置的に四天柱の推定位置に一致しており、四天柱の礎石の抜き取り痕跡と考えられる。また、心礎掘り方や抜き取り痕の検出のため、再精査を行ったところ、断面で版築土を切り込む落ち込みが部分的に検出された。平面的にはサブトレンチ内でのみ確認され、南側は調査区外に延びると見られる。推定される土坑の直径は東西約1.7mであり、検出面からの深さは約20cmである。位置や規模から心礎の抜き取り後の整地土である可能性が高い。また土坑埋土の上面に赤褐色の礫を多く含む層が広い範囲で存在しており、これも抜き取り後の整地に関連するものと考えられる。

出土した遺物は、整理用コンテナ36箱分である。遺物の種別は土師器、須恵器、陶器、磁器、瓦であり、出土した遺物の大半は古代の布目瓦であった。瓦の大部分は5トレンチ、6トレンチから出土したもので、特に6トレンチの土坑状の落ち込みの中から大量に出土した。軒瓦も数点が見つかっており、創建期の軒丸瓦である八葉蓮華文軒丸瓦や毘沙門式の軒丸瓦、ヘラ書きの蓮華文軒丸瓦、唐草文軒平瓦などが出土している。陶器、磁器類は表土などの上層に限られ、染付碗や皿、灯明皿、播鉢などが出土している。また、塑像螺髪が1点出土しており、7世紀後半から8世紀前半のものと見られることから創建時の仏像である可能性が考えられる。

## 10 まとめ

確認調査によって、現存する3石の礎石は原位置をとどめていることが確認され、その設置に際しては版築土とともに据えられていたことが明らかとなった。さらに、基壇上面まで版築土層が良好に残存していることも明らかとなった。心礎付近は版築土と異なる層の土が置かれていたことから、心礎抜き取り後、整地が行われたことがうかがえた。また、四天柱に相当する3つの個所から、土坑状の落ち込みが検出され、心礎、四天柱の位置をほぼ確定することができた。基壇の東、北において、基壇端を確認することができ、それによると、側柱の芯から1.4mを測る。また、基壇端からは急斜度で落ち、基壇裾部に達する。平面距離では45cmを測る。外化粧として、板、瓦、石の可能性はあるが、いずれとも確定するには至っていない。ただ、裾周辺からは多量の瓦が見つかっていることから、瓦を積み上げ、外化粧とした可能性

が高いと考えられる。

雨落ち溝は、基壇北端の側柱礎石の芯から約 2.7m の位置で確認された。さらに、西側では版築層とみなしていた土が築成時のものではないことが判明し、西側の基壇端も推定通りの場所に位置づけられることが半明した。

以上のことから、塔跡基壇は、約 1m の版築土が良好に残存しており、基壇上にある 3 つの礎石も原位置をとどめていることが確認された。また、心礎位置、四点柱位置もほぼ推定位置に土坑状の掘り込みの痕跡が認められたことから、東西 3 間 (1 間 2.4m)、南北 3 間の側柱と、中央部に心礎をもち、さらに、その周囲に四天柱が据えられていたことが明らかとなった。

また、基壇の一边は 10.75m で、雨落ち溝の端までは一边長は 13m になることが推定された。西側については、後世に版築状の土盛りを施した可能性がうかがえた。

## 修理工事の概要

基壇上面は版築層が良好に残存していることがうかがえた。そのため、基壇上面を保護するため、基壇上は防草シートを設置したうえ、20 cm石灰を混ぜた真砂土で覆いを施した。

塔跡基壇に残存した3石の石が当初のものであることが確認され、塔跡北側、東側の調査で、基壇の北辺、東辺も確定することができた。そのことにより、塔跡の礎石の推定復元が可能となった。調査においても四天柱推定位置とほぼ重なって柱の掘り方が検出されたとともに心礎位置では、上面が赤褐色の土で固く締められており、心礎石抜き取り後、後世に整地された層であるとみなされた。このことから基壇上段部は現段階で推定できる礎石位置に砂利を置くことにより、保護を前提としたうえで、塔跡遺構の明示を図った。また、当初の礎石は盛り土を施した場合、埋まってしまうことから、強化アクリルで覆いをすることにより、現物を見てもらえるようにした。

調査で基壇縁部が確認されたことにより、基壇部縁の明示のため、内部に縁石で用いた竜山石を芯とし、高さ20センチの畝を設けた。

基壇南、東、北辺斜面部は、現状の土の上に石灰を混ぜた土で覆い固めたうえ、裾部には土留めのための石垣を2段設けた。

基壇北側では、調査によって雨落ち溝の痕跡も確認されたことから、その位置を砂利で明示した。